

特集 《不正競争防止法》

中国の「不正競争防止法」
一般条項について

中国弁護士・弁理士 魏 啓学^{*}
中国弁護士 王 洪亮^{*}



要 約

中国の「不正競争防止法」第2条において、「信義誠実」原則及び「不正競争行為」の定義が明確に規定されている。通常、当該内容は不正競争行為に対し制定した一般条項であると認められる。ここ数年間、新たなビジネスモデルと技術的手段が現れるとともに、「信義誠実」という一般条項を適用することにより解決された不正競争紛争案件の数量も上昇する趨勢を示している。2017年「不正競争防止法」の改正で、元来の司法実務上、一般条項を適用する情状を一々列挙する形で明確していることは、一般条項の適用に対する立法者らの慎重な態度を体現している。

目次

はじめに

- I 「不正競争防止法」一般条項の導入
 - II 「不正競争防止法」一般条項の改正
 - III 「不正競争防止法」一般条項を適用した判例
 - IV 「不正競争防止法」一般条項に関わる課題の探索
- まとめ

はじめに

中国の「不正競争防止法」第2条では、「信義誠実」原則及び「不正競争行為」の定義を明確に規定されている。法曹界では、通常、当該内容は不正競争行為に対し制定された中国「不正競争防止法」の一般条項であると認められる。筆者はこれから同条項の内容変更、その適用範囲及び具体的な事例をめぐって更なる探索を行う。

I 「不正競争防止法」一般条項の導入

中国「不正競争防止法」の立法動向について、20世紀80年代まで遡れるが、1992年に中米両国が1回目の「知的財産権保護に関する覚書」を合意したに伴って、中国は「パリ条約」における不正競争禁止規定に基づき、営業秘密などを保護すると承諾した。その後、中国では1993年に「不正競争防止法」を制定し、「パリ条約」における不正競争禁止に対する要求を満たすと同時に、世界貿易機関「知的財産権の貿易

関連の側面に関する協定」の要求を満たすことができた。更に、その前に制定した「特許法」、「商標法」及び「著作権法」を含む一連の法律は、中国の知的財産権法体系を構成している。ただし、「不正競争防止法」における保護方法とその他の知的財産権は、完全に同一であるわけではない。例えば、特許、商標などの知的財産権に対する保護は、既存権利に対する保護のためであることに対し、「不正競争防止法」は動的かつ積極的な競争メカニズムを保護するための法律に該当し、ある行為が正当な競争メカニズムに対して損害をもたらすか否かをその判断基準としている。

関連立法資料によれば、1993年に「不正競争防止法」を制定した際に、立法者の主な意図は「パリ条約」と中米間1回目の「知的財産権保護に関する覚書」に基づき、模倣、虚偽宣伝、商業信用毀損、営業秘密の窃盗に係る内容を納入することである。しかも、「パリ条約」と諸国のやり方に参照し、中国の「不正競争防止法」(1993)第2条第1項では、「信義誠実」という一般原則、すなわち、「事業者は市場取引において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則を守り、かつ公認の商業道徳を守らなければならない。」と規定されている。不正競争禁止に係る法律において、当該「信義誠実」原則に対する規定は、「一般条項」と呼ばれている。また、不正競争の概念につ

^{*} 北京魏啓学法律事務所

いて、「不正競争防止法」(1993)第2条第2項では、「本法にいう不正競争とは、事業者が本法の規定に違反して、その他の事業者の合法的な権益を損ない、社会の経済秩序を乱す行為と指す。」と規定されているが、これは一般条項の適用範囲を定義している。

「一般条項」と「具体的情状」との関係において、当時の立法本意からみれば、「不正競争防止法」では、具体的な事例のほかに「一般条項」を適用できそうな余地を提供していない。しかしながら、ここ数年間、各種の新たなビジネスモデルと技術的手段が現れるにつれて、一部の案件においては、裁判所も「信義誠実」原則という一般条項に基づいて不正競争紛争を解決し始めた。不正競争に対する判断と信義誠実、商業道德などを含む抽象的の原則をつなげることにより、ある程度規則を解釈し、法律上の遺漏を補填できる役割を果たしている。しかしながら、裁判所は「不正競争防止法」の一般条項の適用上の不確定性を克服するために、一連の探索を行っているが、このような具体的操作理念と方法は、確かに法律適用上の便宜を図っているものの、仮に具体的かつ複雑な利益評価を単純化した場合は、法律適用を誤ってしまうおそれもある。したがって、このような基準は、いずれも実務上の検証を経るべきであり、かつ具体的な利益考量に代えてはならない。一般条項により法律規定の中で未だ類型化されていない不正競争行為を認定するときは、市場競争と法律規定に係る多種で複雑な要素と多重利益との関係を考慮する必要がある。

II 「不正競争防止法」一般条項の改正

2017年11月4日、第12期全人大常務委員会第13回会議では、改正後の「不正競争防止法」(2017)を可決した。改正後の「不正競争防止法」は、2018年1月1日から正式に施行されている。今回の改正では商業標章、市場混同行為、相対的な優位、商業賄賂、営業秘密、景品付販売促進などの概念に対する定義を行い、新たな分野における違法行為を規制し、事業者の定義を改善し、「不正競争防止法」の調整範囲を拡大し、インターネットなどの分野における新型不正競争行為については、その性質に応じてそれぞれ法律規制を行っている。新法では大量の列挙式の規定を採用し、かつ一般条項の開放性の適用を制限し、慎重に不正競争と自由競争の法律限界を区分け、自由競争に対する多大な法的関与を防止した。

今回の「不正競争防止法」(2017)改正において、不正競争行為を大量に追加したのではなく、かつ一般条項の民事上の適用を認めているものの、一般条項の構成要素を改善することを通じて、その適用方向を確保し、その適用範囲を制限し、一般条項に係る開放性の保持及び適当制限の立法思考を体現しようとしている。

一般条項の内容調整について、「不正競争防止法」(2017)第2条第1項、第2項では、次のとおり定められている。

「事業者は生産経営活動において、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則を守り、かつ法律と商業道德を守らなければならない。

本法にいう不正競争行為とは、事業者が生産・経営活動において、本法の規定に違反して市場競争秩序を乱し、その他の事業者又は需要者の合法的な権益を損なう行為を指す。」

全体からみれば、一般条項の内容はさほど大きく変更されていないようであるが、そのうち、「市場競争秩序を乱す」行為は、「合法的な権益を損なう」行為の前に定めることにより、競争秩序と公的利益を保護するための要求を突出させている。このような利益考量順序の変化は、一般条項に基づいて不正競争行為を認定することを制限している。すなわち、個体の利益に対する損害を優先的に考慮するのではなく、優先的に競争秩序に対する損害を考慮すべきである。

全体の「一般条項」のほかに、改正後第6条第1項における模倣行為、及び第12条第2項におけるインターネット分野の不正競争行為の定義のいずれにも個別的な「一般条項」を追加している。その原因は、大量の新類型の不正競争行為の多数が案件の具体的な事実に基づいて認定されるため、安定された類型化の帰納を行うことができないからである。このような行為は原則性の一般条項に一層適合し、個別案件に応じて情景的かつ開放的な認定を行うべきである。

なお、旧法第5条第1項における模倣行為の調整も広範な注目を受けているが、「不正競争防止法」(2017)第6条第1項では、次のとおり定められている。

「事業者は次の各号に掲げる混同行為を実施することにより、他人の商品である、又は他人との特定の関連性があるかのように人々を誤認させてはならない。

(1) 他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾などと同一又は類似する標章を無断で使用する行

為、(2) 他人の一定の影響のある企業名称（略称、屋号などを含む）、社会組織名称（略称などを含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する行為、(3) 他人の一定の影響のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページなどを無断で使用する行為、(4) 他人の商品である、又は他人との特定の関連性があるかのような誤認をもたらすその他の混同行為。」

新法では直接に商業標章の希釈化と「ただ乗り」に係る模倣行為を禁止せず、混同の要件を強調すると同時に、既存の不正競争行為の内容を細分化し、豊かにすることにより、法律規定の操作可能性をもたらしている。

Ⅲ 「不正競争防止法」一般条項を適用した判例

上述のとおり、「不正競争防止法」(2017)の改正では、インターネットなどの分野における新類型の不正競争行為について、新たに定義しているが、その効果からみれば、「不正競争防止法」の調整範囲を拡大し、一般条項の開放的な適用に対する制限を図っている。これはある程度各種の新ビジネスモデルと技術的手段の更新から派生される案件を反映し、絶え間なく法律の進歩と改善を推進している。

「歓楽頌」案件（(2017)京0105民初10025号）において、原告正午陽光社は、被告太平人寿社が自ら編纂・発表した宣伝用文章において、係争テレビドラマの番組タイトルである「歓楽頌」、「五美」のキャラクター及び一部の番組の画像を使用し、かつ「五美」のキャラクターを参照して、太平人寿社の保険商品を宣伝したが、全体的に係争テレビドラマを借りて自社の保険商品を宣伝する効果に達していたため、当該行為は「ただ乗り行為」に該当し、信義誠実の原則と公認の商業道徳に違反し、市場競争秩序を破壊し、「不正競争防止法」第2条に定める不正競争行為を構成すると主張した。しかしながら、北京市朝陽区裁判所は審理を経て、下記のとおり認定した。

係争テレビドラマは正午陽光社が制作し、かつ発売した映画・テレビ作品として、当該テレビドラマに対して競争利益を享有しているものの、当該競争利益の限界において、公的利益、需要者の利益と競争上の自由を考えなければならない。太平人寿社の係争文章は、係争テレビドラマの中の主なキャラクターを借りた上、職場の社員らをゴールドカラー、ホワイトカ

ラー、新人及び創業者という4種類のグループに分けた後、テレビドラマのキャラクターに結合して、各種類に当たるグループの特徴をまとめることを基にして、各種類のグループが保険の加入を要望するか否か、及び保険の加入原因と、どのような種類の保険を加入するかなどを分析した。当該内容からみれば、係争テレビドラマのキャラクターは、主に列挙方法を通じて、現実の中の社員らの類型を区分けする役割を果たしていた。このような使用方法は、社会公衆に対して、関連文章で表現する様々なグループがいずれも保険加入ニーズ及び保険関連知識と理念を持っていることを容易に身を感じさせることになる。当該方法は簡単で高効率の表現方法として、情報伝達に有利であるだけではなく、需要者が正確に自己を定位し、かつ保険ニーズが生じる場合は、一層適格な保険に加入し、保険知識と理念を伝達するにも有利である。本案件の侵害行為は係争テレビドラマの公的文化的機能を利用したに過ぎないため、正午陽光社に損害をもたらさず、このような使用行為の中から経済利益を得るべきではない。太平人寿社は商業活動における如何なる慣用方法にも違反せず、その行為は商業倫理基準と信義誠実の原則を満たし、一般条項にも違反せず、如何なる不正競争行為にも該当しない。

「搜狗输入法」案件（(2015)京知民終字第2200号）において、被告搜狗社は搜狗输入法の開発者として、搜狗検索エンジンサイトを経営していた。原告百度社はユーザーが百度社の開発した百度検索エンジンの検索ボックスの中に、搜狗输入法を利用してキーワードを入力したとき、検索ボックスの下部には、自動的に検索キーワードに係る言葉のプルダウンメニューが表示されるが、プルダウンメニューの中のいずれかの言葉をクリックした場合は、自動的に搜狗検索結果ページにアクセスしているとして、搜狗社の行為が不正競争に該当すると訴えた。

裁判所は判決において、搜狗社が输入法と検索エンジンの技術を相互結合した合理性と正当性を認めた上、かかる技術的イノベーションは、有効にユーザーによる検索時間のコストを低減し、ユーザーの検索効率を高められると判定し、更に有効な競争を促進する立場からみれば、ユーザーが百度検索エンジンを選択・利用する前に、商業取引が最終的に達成されていないため、如何なるその他の事業者も正当で合法的な方法を通じて、検索エンジン市場商業機会の奪い合い

に参与することができる」と判定した。しかしながら、裁判所はユーザーが検索エンジンを使用するときの必要ツールソフトウェアとして、搜狗社が入力法検索機能を具体的に設置するとき、公衆の知る権利を尊重すべきであり、特定の検索エンジンに対するユーザーの選択使用要望に違反したり、信義誠実の原則に違反したりしてはならず、技術的イノベーションを理由にして不正競争を行ってはならないと判定した。しかも、裁判所は百度検索環境下で、ユーザーの心理的予期は百度検索を使用することであるものの、搜狗社は自社の入力法の設置方法に対して、ユーザーが検索サービスを利用するための操作ステップと負担を追加しただけではなく、ユーザーの使用習慣を利用して、ユーザーが搜狗社の提供する検索結果ページへ誘致したため、需要者の心理的予期に違反し、ユーザーの体験に影響をもたらしただけでなく、更に一部のユーザーに検索サービスの出所に対する混同をもたらし、百度検索エンジンの商業機会を減少させ、かつ不当に奪っていたため、当該行為は不正競争に該当すると判定した。

なお、数年以来、インターネットで「実質的内容+広告」というビジネスモデルの振興とともに、広告のシールドにより発生する不正競争紛争の数量が明らかに増えている。「360 ブラウザー」案件（(2013) 東民初字第08310号）において、原告百度社は、ユーザーは被告奇虎社が経営する360 極速ブラウザーと360 安全ブラウザーのエクステンドプラットフォームにおいて、シールドプラグインをダウンロードすることができるが、ユーザーが360 ブラウザーを使用するとき、当該プラグインは百度社の検索結果ページにおける宣伝用リンクを除去していたため、当該行為は不正競争行為に該当すると主張した。「極路由」案件（(2014) 京知民終字第79号）において、被告極科極客社は「極路由」ルーターの製造者と販売者である。ユーザーは極路由クラウドプラットフォームから「ビデオ・広告シールド」プラグインをダウンロード・装着した後、「極路由」ルーターを通じてインターネットにアクセスすることにより、原告愛奇芸社のウェブサイトにおけるビデオの速報広告をシールドすることができるため、愛奇芸社が極科極客社を訴えた行為は不正競争に該当すると主張した。「獵豹ブラウザー」案件（(2014) 一中民終字第3283号）において、原告合一社は優酷（YOUKU）ビデオサイトを経営している

が、同社はユーザーに対して、二種類のビデオリクエストサービスを提供している。すなわち、広告付無料ビデオ番組及び登録ユーザー向けの有料リクエスト無広告ビデオ番組である。被告金山社は獵豹ブラウザーの開発者であり、ユーザーが獵豹ブラウザーを利用して優酷ビデオを閲覧するとき、ビデオ広告をシールドすることにより、直接正編を見ることができる。そのため、合一社は金山会社の行為が不正競争行為に該当すると訴えた。「世界之窗ブラウザー」案件（(2018) 京73民終558号）において、原告騰訊社は騰訊ビデオサイトを経営しており、被告星輝社は世界之窗ブラウザーを開発・経営しているが、当該ブラウザーには広告遮断機能が設置されていた。騰訊社はユーザーが広告遮断機能を使用した後、有効に騰訊ビデオサイトにおける映画の放映時の速報広告をシールドし、一時的に広告を停止することができるため、星輝社の行為が不正競争行為に該当すると主張した。

上述の諸案件の争点は、いずれも被告が広告をシールドした行為が正当であるか否かにある。検索エンジンサイト又はビデオサイトにかかわらず、裁判所はいずれもインターネット上の「実質的内容+広告」のビジネスモデルは保護されるべきであり、当該ビジネスモデルに対する被告の破壊行為は信義誠実の原則に違反し、不正競争に該当すると判定した。しかしながら、「世界之窗ブラウザー」案件において、「実質的内容+広告」のビジネスモデルに対する一審裁判所の認定は、今までの審理レベルを突き破っている。すなわち、同裁判所は世紀之窗ブラウザーでは直接ユーザーに対して、広告シールドのための唯一又は黙認の選択肢を提供せずに、ユーザーが積極的に選択・クリックしてこそ、アドブロックプラス機能を実現できるようになっているため、星輝社はブラウザーの開発者として、主観的には他人の利益を損害する故意を持たない。通常のブラウザーは、いずれもアドブロックプラス機能を有し、公認の商業道徳基準に基づいて判断した場合、当然に世紀之窗ブラウザーが広告をシールドする行為に不当性があるという結論を得られるとは限らない。ブラウザーによる広告シールド行為には、広告閲覧回数を減少させるおそれはあるものの、ビデオ作品の内容を破壊せず、利益に対する損害もその生存に影響を与えるような程度に達しないため、法律で救済すべき損害に該当しない。まとめていえば、一審裁判所がブラウザーでビデオ広告をシールドすること

は、インターネットユーザーと時代の発展ニーズに順応した進歩性の破壊行為に該当し、不正競争行為を構成しないと判定した。しかしながら、二審裁判所では一審判決を取り消し、不正競争行為の成立を認めた。その理論的な根拠は、たとえ事業者がユーザーのニーズに基づいて製品又はサービスを提供したとしても、これを理由に直接その他の事業者の合法的な経営活動に関与したり、手を出してはならないということである。しかも、社会公益は決して直接的に需要者の利益と同等になるわけではなく、需要者の利益と事業者の利益の総和を含むべきであり、長い目で考慮すれば、広告遮断行為は、ビデオサイトの生存空間を喪失させるおそれがあり、最終的には需要者の利益に影響を与え、かつ社会的総福利を損なうことになる。

「不正競争防止法」一般条項を適用した判例において、各裁判所は審理において、基本的に「昆布クオータ」案件（(2009)民申字第1065号）において、最高裁判所が確定した裁判思考を採用している。すなわち、「裁判所は『不正競争防止法』一般条項を適用することにより、市場公平競争を維持・保護することはできるものの、それと同時に不適切な関与により市場自由競争を阻害することを避けるためには、適用の要件を厳しく把握することに注意を払うべきである。法律において、すでに特別な規定を通じて、究極性の保護を与えない行為方式については、『不正競争防止法』の一般規定を適用して制限することが望ましくない。全体からみれば、『不正競争防止法』第2条第1項と第2項を適用して、不正競争の構成を認定するときは、同時に次に掲げる要件を具備すべきである。①法律において当該競争行為に対して特別に規定していない場合、②その他の事業者の合法的な權益が確かに当該競争行為により実際の損害を受けている場合、③当該競争行為が確かに信義誠実の原則と公認の商業道徳に違反して、不当性又は責任性を有する場合、これは問題のキーポイントと判断の重点でもある。」という内容である。

具体的にいえば、「不正競争防止法」一般条項の要件については、次の三点にまとめることができる。

- (1) 係争競争行為は「不正競争防止法」に明確に列挙した不正競争行為に該当するか否か、及び知的財産権専門法で明確に禁止する知的財産権侵害行為に該当するか否か。仮に係争競争行為が明確に列挙された不正競争行為又は知的財産

権侵害行為に該当する場合は、一般条項を適用することができず、「不正競争防止法」に明確に列挙された具体的な規定を適用して、係争競争行為に対する判断を行い、又は知的財産権専門法を適用して規範化すべきである。

- (2) 係争競争行為は信義誠実の原則及び公認の商業道徳に違反したか否か、不当性を有するか否か。市場競争における信義誠実の原則とは、商業活動における信義・誠実を指すが、これは商業活動の中の慣用方法を考慮し、かつ特定の業界分野に係っている。公認の商業道徳とは、市場競争に参加した市場取引参与者として守るべき商業倫理のことを指す。市場競争における信義誠実の原則と公認の商業道徳は、個人の品性と一般の社会公徳を指すが、その主旨は商業競争の自由、効率と秩序を保護するためであり、商人が名利を追求することを差止めるためではない。したがって、行為者が係争競争行為を通じて、商業利益を取得し、かつ競争優勢を勝ち取り又は商業行為に係っていれば、必然的に係争競争行為が不当性を有すると推定するわけにはいかない。
- (3) 係争競争行為は市場競争秩序を損害したか否か、その他の事業者と需要者の合法的な權益を損なったか否か。損害は不正競争を構成する必要要件であり、損害をもたらさない競争行為は、市場にその解決を任せるべきであり、法律には関与させるべきではない。しかも、事業者にとっていえば、当該損害は競争利益の損害、つまり事業者が競争市場の中で所得すべき市場利益が受ける損害に該当すべきである。事業者の競争利益に対する判断は、競争自由、効率と公平な価値を保護することから出発し、特定の商業分野において、案件の具体的な状況に結合して、公的利益、需要者の利益と事業者の利益を総合的に考量すべきである。ここで特別に強調すべきところは、係争競争行為の正当性に対して判断するとき、関連判決においては、公的利益、需要者の利益と事業者の利益を総合的に考慮し、当該三者に対する総合的な衡量すべきであるが、これは法律適用の方法にも該当し、「不正競争防止法」の現代的発展も反映している。すなわち、「不正競争防止法」は、すでに事業者

の利益に対する保護のみに局限されているのではなく、需要者の利益をもその考慮範囲に入れている。

司法実務において、かつて同類商品の事業者が該当するか否か、又は同一のサービスを提供したか否かを持って、不正競争の中の競争関係を認定するための重要な前提要件の一つとしていたものの、競争関係だけを同業競争者の間の関係に限らせることは、あまりにも狭すぎたため、数多い事実上の競争行為を規範化することができなかつた。ここ数年間の事例からみれば、司法実務における広義的な理解では、確かに競争関係という外套を放棄することができなかつたものの、実質的にはすでに競争関係を求める必要がない効果を得ている。例えば、「獵豹ブラウザ」案件において、裁判所は競争関係の構成は事業者の間が同業競争に該当するか否かにより決まるものでもなければ、現実的に存在する競争に該当するか否かにより決まるものでもなく、事業者の経営行為に「他人の利益を損なう可能性」があるか否かにより決めると判定した。具体的にいえば、次に掲げる二つの要件により決る。当該事業者の行為にその他の事業者の経営利益を損なう可能性があるか否か、当該事業者はこのような行為により現実的又は潜在的な経営利益を得たか否か。言い換えれば、仮に事業者の行為にその他の事業者の利益に損害をもたらす可能性があるだけではなく、当該事業者が同時にこのような行為により現実的かつ潜在的な経済利益を得た場合は、両者の間に競争関係があると認定することができる。したがって、不正競争行為の限界は、同業競争者の間の競争行為に限るものではなく、非同業競争者の間の競争上の損害へ開拓されつつある。

IV 「不正競争防止法」一般条項に関わる課題の探索

中国司法案件の管轄体系下で、不正競争案件については、主に知的財産権裁判廷がその審理を行なっているため、司法実務において、不正競争案件は基本的に知的財産権案件として対応されている。法曹界でも通常、「不正競争防止法」とその他の知的財産権法との関係は、一般規定と特別規定との関係に該当すると認めており、特別法に定めがある場合は、優先的にその規定を適用するものとし、特別規定がない場合は、「不正競争防止法」を適用できるものとしている。特

許権、商標権及び著作権侵害紛争案件において、優先的に原告の権利基礎を確定すべきである。同様に、長期にわたって、「不正競争防止法」を適用する思考は、絶対権の保護モデルに該当している。すなわち、原告の権利基礎を確定した後でこそ、更に被告の行為が原告権利に対する侵害を構成するか否か、及び法的責任が生じたか否かを審査することができる。しかしながら、仮に権利基礎を確定することが容易にできず、かつ更に係争行為が競争原則に違反し、差止めなければ公平な競争秩序を維持できないときは、「不正競争防止法」一般条項を適用することにより、係争行為を差止めなければならない。

現在、「不正競争防止法」一般条項の適用は、主に二種類の見方に分けられている。一部の専門家は新技術、新ビジネスモデルが絶え間なく現れるにつれて、「不正競争防止法」もそれに応じて、時代と共に進み、新興のビジネスモデルを保護すべきであり、未だ明確に列挙されていない新型の不正競争行為については規制しなければならないと主張している。もう一部の専門家は裁判所が司法実務において、広範に「信義誠実の原則」を適用することが市場主体の予期可能性を低減させるおそれがあることを懸念し、慎重に一般条項を適用することが市場競争秩序の構築に役立つと主張している。

筆者は新改正「不正競争防止法」(2017)では、元来の司法実務で適用されていた一般条項の情状について、明確に列挙する方法を通じて関連内容を強調することは、科学技術の進歩と時代の発展潮流に順応するだけではなく、一般条項の適用に対する立法者の慎重な態度も表している。新法で特別に規定していない競争行為については、公認の商業道徳と一般的認識に基づき、原則・規定に違反したことを認定できこそ、その行為が不正競争行為に該当することを認定し、不適切に競争範囲を拡大することにより自由意志、公平な競争を阻害することを防ぐことができると考えている。

まとめ

「不正競争防止法」に明確に列挙された不正競争行為に比べ、一般条項は法律に列挙されていない行為に対する開放性の根拠として、新発展と新ニーズに対する法律の適応性を確保し、法律改正の柔軟性と適時性を確保することができる。法律の実施期間が長ければ

長いほど、社会経済情勢も大きく変化し、一般条項の適用空間もより大きくなる。しかも、一般条項には不正競争防止と不正競争行為に対する認定の基本理念、思考方式と構成要素を積載している。一般条項の適用により具体的な不正競争行為を衡量するときは、競争

利益の専有権化、損害に応じた簡単な不当性の推定、一般条項の広範な適用と不正競争行為の拡大化を回避すべきである。

(原稿受領 2019.3.29)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 服部 博信
同 中村 恵子

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。